平成２２年（フ）第２０３６号
大阪府富田林市寿町３丁目15番１号　501
債務者　宮内　晴代
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
大阪府高石市東羽衣１丁目６番６号
債務者　三田　則彦
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
堺市堺区三宝町２丁134番地
債務者　西迫　利治
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
堺市西区浜寺船尾町西１丁190番地　メゾンH・M28―302号、前住所大阪府和泉市池上町257番地の37
債務者　本田　義人
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番19―105号
債務者　大倉　知穂
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
大阪府大阪狭山市半田３丁目474番地の６
債務者　石本　浩子（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
堺市西区鳳北町６丁346番地１　北鳳団地Ｂ棟105号
債務者　福永　　実
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
堺市西区草部1407番地１　ＹＳマンション303号
債務者　山本　宣雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
大阪府羽曳野市伊賀１丁目12番５―202号
債務者　藤野　一郎
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
堺市堺区大浜中町２丁３番14号　大浜ＴＫハイツ５―Ｄ
債務者　井上ミユキ（旧姓仲田）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
堺市南区桃山台３丁２番７―108号
債務者　青木　久美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
福岡県築上郡築上町大字築城1165番地１
債務者　野崎　時則
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第９号
北海道岩見沢市若駒３丁目10番13号
債務者　今田　友子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第３０号
北海道岩見沢市三条東９丁目17番地２　ハイツ幸和２号室
債務者　中村　照代
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１号
神奈川県小田原市羽根尾405番地の１
債務者　山本富士男
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３７号
神奈川県厚木市栄町１丁目16番20―707号
債務者　田中　智也
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８８号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋855番地の19　中島方
債務者　二川　佳之
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１４号
神奈川県平塚市御殿１丁目１番８号
債務者　千葉　竹彦
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部